

25林政経第314号
平成25年10月16日

青森県、岩手県、宮城県
秋田県、山形県、福島県
茨城県、栃木県、群馬県
埼玉県、千葉県、東京都
神奈川県、新潟県、山梨県
長野県、静岡県

} 特用林産担当部長様

林野庁林政部経営課長

原木きのこ栽培に関する賠償について

平素より特用林産の推進に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福島原発事故に伴い原木きのこの出荷制限指示などを受けた市町村内の生産者の方々におかれでは、一刻も早く生産を再開することが喫緊の課題となっていることから、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知)を通知したところです。

この度、当該ガイドラインに即して、原木きのこ栽培地域の生産再開に係る環境回復(ほだ場等の除染を含む)を実施するに当たって生じる費用についての損害賠償請求の基本的な考え方について東京電力(株)と別紙のとおり調整致しました。

つきましては、貴都県内の関係市町村、団体、生産者の方々へ、別紙を周知するとともに、原木きのこ栽培地域における環境回復が円滑に行われるよう、御指導方よろしくお願ひいたします。

なお、全国農業協同組合中央会、全国森林組合連合会に対しては、別途参加団体等(東電損害賠償各都県協議会)への周知を依頼していることを申し添えます。

25林政経第314号
平成25年10月16日

全国農業協同組合中央会農業対策部長 様
全国森林組合連合会監査部長 様

林野庁林政部経営課長

原木きのこ栽培に関する賠償について

平素より特用林産の推進に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福島原発事故に伴い原木きのこの出荷制限指示などを受けた市町村内の生産者の方々におかれでは、一刻も早く生産を再開することが喫緊の課題となっていることから、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知)を通知したところです。

この度、当該ガイドラインに即して、原木きのこ栽培地域の生産再開に係る環境回復(ほだ場等の除染を含む)を実施するに当たって生じる費用についての損害賠償請求の基本的な考え方について東京電力(株)と別紙のとおり調整致しました。

つきましては、貴会の参加団体等(東電損害賠償各都県協議会)に対し、別紙を周知するとともに、原木きのこ栽培地域における環境回復が円滑に行われるよう、御指導方よろしくお願いいたします。

なお、各都県に対しては、関係市町村、団体、生産者の方々に周知するよう、別途依頼しております。

原木きのこの栽培管理に係る賠償の基本的な考え方について

「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25年10月16日付け林野庁林政部経営課長通知。以下「ガイドライン」という。)は、森林や原木きのこ栽培に係る放射性物質の低減について、今なお滞留や移行メカニズムの全てが解明されていない中で、現在得られている最大の知見に基づき策定したものであり、今後、更なる知見が集積されていけばその都度ガイドラインを改正し栽培管理に反映させていくものである。

今般の本考え方は、東京電力(株)との間で上記の前提の下に現時点において有用性が認められる工程、取組事項等に係る費用についてどのように賠償の対象とするかを整理したものであり、現時点で賠償対象として整理されていない工程、取組事項等については、今後、新たな知見の集積等により必要に応じ賠償対象費用として追加等を行うものとする。

なお、本考え方記載されたものについて、その個別具体的な取扱いについては、東京電力(株)と各都県との間で、栽培管理の地域性や栽培形態の類型を踏まえ、調整して定めることとする。

1 賠償の対象となる地域の考え方

(1) 原則として、食品の基準値(100Bq/kg)を超過したきのこが検出されたことにより、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき出荷制限が指示された地域(以下「出荷制限地域」という。)であって、生産の再開又は継続の意向を示す生産者のほだ場及び関係生産施設所在地又は生産の再開をすることについて合理的な説明をすることが可能な予定地における取組を賠償の対象とする。

この場合、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)に基づく汚染状況重点調査地域での環境省の事業によらず除染を行う場合も対象(特措法の事業による場合は、特措法での除染の実施を優先する。)とする。

(2) 出荷制限は指示されていないものの、出荷自粛が行われている地域(「きのこ原木及び菌床培地に係る当面の指標値の設定について」の一部改正について(平成24年8月30日付け農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知。)に基づく指標値(50Bq/kg)を超過したほだ木が検出された地域等)のうち、栽培管理の実施を必要とすることについての合理的な説明をすることが可能な地域については、出荷制限地域に準じた取扱いとする。

2 栽培管理に係る損害賠償請求の考え方について

(1) 栽培管理の方法

放射性物質の影響を低減させる栽培管理の実施に当たり、出荷制限地域となっている又は出荷自粛を行っている各都県がガイドラインに基き、作成・指導する生産者のためのチェックシート等に掲げる栽培管理によるものとする。

(2) 賠償請求の対象費用

ガイドライン別紙2に掲げる工程ごとの取組事項に必要な費用及びその内容は以下①及び②のとおりである。このうち、現時点で賠償対象とする工程、取組事項は別添の賠償区分欄に「○」を付したものとする。

ただし、栽培管理の実施に要する費用は、きのこの出荷制限等が継続する蓋然性を勘案し、原則として、当該年に植菌を断念せざるを得なかった場合に生じる原木(又はほだ木)に係る損害との見合いを勘案し、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象とする。

なお、次に掲げる工程ごとの取組事項に必要な費用については、その費用を賠償の対象とするか否かについて引き続き東京電力(株)との間で協議中である。

<野外で栽培する場合>

①カ(ア)(2)、①カ(イ)(4)～(6)、①キ(ア)(2)(3)、①キ(イ)(4)～(7)、①シ(ア)(1)(2)、
①ス(ア)(1)(2)

<施設内で栽培する場合>

②エ(ア)(2)～(4)、②カ(ア)(2)～(4)、②カ(イ)(2)(4)、②キ(ア)(2)～(4)、②キ(イ)(2)(4)(5)、
②シ(ア)(1)(2)、②ス(ア)(1)(2)

① 野外で栽培する場合

ア 自伐、立木購入の原木管理(生産者自ら、原木の生産を行う場合)

(ア) 原木が指標値以下であること確認するための検査費用

(イ) 原木が、土、腐葉土等に接触しないようにするための原木の保管に要する費用(原木を置くためのブロック、原木を覆うために必要なシート等の資材費を含む)

イ 購入原木の管理(原木を購入して生産を行う場合)

上記アの(イ)に準ずる

ウ 原木の洗浄

原木を洗浄し放射性物質の低減に要する洗浄及び沈殿物・浮遊物除去費用(洗浄機リース等費用、ブラシ等購入費用を含む)(ただし、50Bq/kgを超過した原木を洗浄し、洗浄後に50Bq/kg以下となった場合で必要かつ合理的な範囲内に限る)

エ 植菌

植菌時に原木が、土、腐葉土等に接触しないようにするために要する経費(原木を置くためのブロック、シート等の資材費を含む。(ただし、上記アのブロック、シート等を代用できる場合はその購入費用は対象外費用))

オ 購入ほだ木の管理

購入ほだ木が、土、腐葉土等に接触しないように原木の保管に要する費用(原木を置くためのブロック、原木を覆うために必要なシート等の資材費を含む)

カ 仮伏せ

仮伏せ時にほだ木が、土、腐葉土等に接触しないようにするために要する経費

(7) 環境整備費用

- (1) 下層植生、落葉等腐食層、表面土壤の取り除きに要する費用(機械借り上げ費用、砂利、木材チップ、シート等の購入費用を含む)
- (2) スギ、ヒノキ等の常緑針葉樹内の場合は、枝葉除去費用(機械借り上げ費用も含む)

(イ) 放射性物質の低減費用

- (1) 枝葉から落下する雨水がほだ木に当たらないようにするために要する費用(シート等資材費用を含む(ただし、上記アのシート等を代用できる場合は対象外費用))
- (2) ほだ木が、直接地面に接触しないようにするために要する費用(ブロック等資材購入費用を含む(ただし、上記アのブロック等を代用できる場合は対象外費用))
- (3) ほだ木への土の跳ね返りを防止するために要する費用(砂利、木材チップ、シート等購入費用を含む(ただし、上記アのシート等を代用できる場合は対象外費用))
- (4) 散水に山水を使用している場合、山水の濾過及び貯水槽内の浮遊物・沈殿物の除去に要する費用
- (5) 散水用の貯水槽内において追加的に行う浮遊物・沈殿物の除去に要する費用
- (6) 空間線量率が高い場所からの放射性物質の流入を防止するために必要な防風ネットの設置費用

(注) ・上記のうち、(7)の(1)、(イ)の(2)及び(3)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。
・上記のうち、(7)の(2)、(イ)の(1)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。

キ 本伏せ

本伏せ時にほだ木が、土、腐葉土等に接触しないようにするために要する経費

(ア) 環境整備費用

- (1) 力の(7)の(1)に準ずる。
- (2) 力の(7)の(2)に準ずる。
- (3) 既存人工ほだ場において、遮光ネットの張り替え、洗浄に要する費用(遮光ネット購入費を含む)

(イ) 放射性物質の低減費用

- (1) 枝葉から落下する雨水がほだ木に当たらないようにするために要する費用(シート等資材費用を含む(ただし、上記アのシート等を代用できる場合は対象外費用))
- (2) ほだ木が、直接地面に接触しないようにするために要する費用(ブロック等資材購入費用を含む(ただし、上記アのブロック等を代用できる場合は対象外費用))
- (3) ほだ木への土の跳ね返りを防止するために要する費用(砂利、木材チップ、シート等購入費用を含む)

- (4) 散水に山水を使用している場合、山水の濾過及び貯水槽内の浮遊物・沈殿物の除去に要する費用
 - (5) 散水用の貯水槽内において追加的に行う浮遊物・沈殿物の除去に要する費用
 - (6) 空間線量率が高い場所からの放射性物質の流入を防止するために必要な防風ネットの設置費用
 - (7) 原木クリタケ栽培などで覆土を行う場合、放射性物質に汚染されていない土(赤土、鹿沼土等)の入れ替えに要する費用(土の購入費用を含む)
- (注)・上記のうち、(7)の(1)、(イ)の(2)及び(3)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。
・上記のうち、(7)の(2)、(イ)の(1)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。

ク ほだ木の洗浄

上記ウに準ずる。(上記ウでブラシ等を購入している場合は、その費用は対象外)

ケ 発生前のほだ木の管理

指標値以下のほだ木であることを確認するための放射性物質検査費用。なお、当該費用は、原則、上記クの工程と一体的に行うものとする。

コ 発生、休養

上記カの(ア)～(イ)に準ずる。

サ きのこの管理

食品の基準値以下のきのこであることを確認するための放射性物質検査費用

シ 乾燥

(ア) 環境整備費用

- (1) 施設のシートの張り替え、洗浄に要する費用(シート購入費用を含む)
- (2) 施設の出入り口を二重構造にするために要する費用(シート購入費用を含む)

ス 選別・包装・保管

(ア) 環境整備費用

- (1) 上記シの(ア)の(1)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 上記シの(ア)の(2)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)

セ 共通

放射性物質汚染物の処理にかかる追加的費用(処理業者への委託費用)、処分場が決まっていない場合における仮保管費用

② 施設内で栽培する場合

- ア 自伐、立木購入の原木管理(生産者自ら、原木の生産を行う場合)
 - ①野外で栽培する場合に準ずる。
- イ 購入原木の管理(原木を購入して生産を行う場合)
 - ①野外で栽培する場合に準ずる。
- ウ 原木の洗浄

①野外で栽培する場合に準ずる。

工 植菌

(ア) 環境整備費用

- (1) 表面土壤の除去及び砂利等敷き込みに要する費用(機械借り上げ費用、砂利、木材チップ購入費用も含む)
- (2) 施設周辺がスギ、ヒノキ等の常緑針葉樹の場合は、枝葉除去費用(機械借り上げ費用も含む)
- (3) 施設のシートの張り替え、洗浄に要する費用(シート購入費用を含む)
- (4) 施設の出入り口を二重構造にするために要する費用(シート購入費用を含む)

(イ) 放射性物質の低減費用

- (1) 原木・ほだ木を施設内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄するために要する費用(ブラシ等の資材費、排水の回収にかかる費用)
- (2) ほだ木が、直接地面に接触しないようにするために、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆うに要する費用(ブロック、シート購入費用を含む)

(注) 上記のうち、(ア)の(1)、(イ)の(2)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。

オ 購入ほだ木の管理(ほだ木を購入して生産を行う場合)

①野外で栽培する場合に準ずる。

カ 仮伏せ

(ア) 環境整備費用

- (1) 上記工の(ア)の(1)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 上記工の(ア)の(2)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (3) 上記工の(ア)の(3)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (4) 上記工の(ア)の(4)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)

(イ) 放射性物質の低減費用

- (1) 上記工の(イ)の(1)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 換気施設設置に要する費用
- (3) 上記工の(イ)の(2)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (4) 散水用の貯水槽内の追加的に行う浮遊物・沈殿物の除去に要する費用

(注) 上記のうち、(ア)の(1)、(2)、(イ)の(3)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。

キ 本伏せ

(ア) 環境整備費用

- (1) 上記工の(ア)の(1)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 上記工の(ア)の(2)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (3) 上記工の(ア)の(3)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (4) 上記工の(ア)の(4)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)

(イ) 放射性物質の低減費用

- (1) 上記工の(イ)の(1)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 換気施設設置に要する費用
- (3) 上記工の(イ)の(2)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (4) 散水用の貯水槽内の追加的に行う浮遊物・沈殿物の除去に要する費用
- (5) 原木クリタケ栽培などで覆土を行う場合、放射性物質に汚染されていない土(赤土、鹿沼土等)の入れ替えに要する費用(土の購入費用を含む)
- (注) 上記のうち、(ア)の(1)、(2)、(イ)の(3)の工程については、原則、選択的に実施するものとする。

ク ほだ木の洗浄

- ①野外で栽培する場合に準ずる。

ケ 発生前のほだ木の管理

- ①野外で栽培する場合に準ずる。

コ 発生、休養

上記キに準ずる。

サ きのこの管理

- ①野外で栽培する場合に準ずる。

シ 乾燥

(ア) 環境整備費用

- (1) 上記工の(ア)の(3)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 上記工の(ア)の(4)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)

ス 選別・包装・保管

(ア) 環境整備費用

- (1) 上記工の(ア)の(3)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)
- (2) 上記工の(ア)の(4)に準ずる。(既措置の場合は対象外費用)

セ 共通

- ①野外で栽培する場合に準ずる。

注1：各工程において、通常の栽培で使用される新たな資産の形成となる施設、機械については、原則賠償の対象から除外(ただし、放射性物質低減のための必要不可欠な資機材類、簡易な施設等を設置するために生じる費用は、必要性、合理性が確認できた場合に対象となりうる。)

注2：特措法に基づく汚染状況重点調査地域内において、同法の事業により工程管理を実施した場合には、本考え方による賠償請求の対象外

(3) 賠償請求の方法

ア 賠償の請求は、個々の対象生産者によることが原則であるが、栽培管理については、選択した方法(工程)や投入した資材等の必要性及び合理性を個々の生産者が説明することに困難性を伴うことが想定されることから、都県協議会、生産者団体、市町村等が一括管理してとりまとめ賠償請求を行うことが望ましい。

イ 栽培管理に係る各工程の単価は、実際に要した費用経費を用いることを基本とするが、とりまとめ請求において、同一の類型の栽培形態で作業工程に大きな差は発生しないと判断される場合は、迅速な請求に向け、地域の実情や地理的条件

等を勘案し、都県があらかじめ設定した各工程の合理的な単価に基づき算定された額により、各請求団体と東京電力(株)との間で事前に同意された選択した作業工程等に基づき賠償請求を行うことができるものとする。

3 留意事項

(1) 栽培形態の変更等に伴う経費について

原木きのこ栽培は、野外での栽培、施設内での栽培など各生産者の選択してきた栽培管理の下に行われる事が基本であるが、放射性物質の低減対策を実施するに当たって、栽培の再開、継続に困難性を伴うケースが想定され、経費の掛かり増しに大きな差異を生じる可能性があることから、より効率的に生産者の負担を軽減する栽培方法を選択することが肝要である。

このため、生産者の意向を勘案し、例えば、野外での栽培から人工ほだ場や施設内での栽培への転換に係る経費(原則、簡易な施設設置費用、土地借地料等)について、東京電力(株)との間で調整を行うことを許容する。

(2) 栽培管理を実施してもなお、食品の基準値を超過した場合の取扱について

ガイドライン及びそれに基づき都県が作成するチェックシート等に基づき、適切に指導・実施された場合であっても想定し得なかった何らかの外的因子の存在により、発生したきのこが食品の基準値を超過した場合は、その損害についても、必要かつ合理的な範囲で賠償請求の対象とする。

(3) 本通知における損害賠償請求の考え方について

本考え方は、初めて栽培管理に取り組む場合に発生する費用についての賠償を基本としており、以降継続して取り組む場合に発生する費用についての賠償の考え方については別途整理することとする。

放射性物質低減のための原木きの栽培の取扱い及び 放 射 性 物 質 低 減 の た め の 原 木 き の 栽 培 管 理 取 組 事 項 (野 外 で 栽 培) に 係 る 賠 償 の 取 扱 い

【表記の凡例】

○:賠償対象工程

▲:賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

P:効果の検証作業後に再度整理する工程

ー:通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工 程	区 分	取 組 事 項	賠 償 区 分	(備 考)
①	自伐、立木購入の原木の管理	購入時の確認、取扱	・指標値以下の原木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う ・指標値以下の原木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う ・粉塵の放射性物質量の低減	○ ○ ー	原木を自ら採取・製造し使用するきの生産者が 実施した検査費用 ブロック、シート等資材費、伐採後の保管場所は まだ場以外の場所 購入時に検査証明書を確認
②	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	・粉水しながら洗浄機、高压洗浄機、ブラシ等により原木を除染する ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する	○ ○	ブロック、シート等資材費、購入後の保管場所は まだ場以外の場所 50Bq/kg以下になつたもので、50Bq/kgを超えたもので、沈殿物・浮遊物の回収に係る経費
③	原木の洗浄	原木の放射性物質量の低減	・空間線量率の測定	○ ー	○ ○
④-1	植菌	野外 放射性物質の低減	・原木「まだ木」はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面につけ ・種菌は室内に保管する ・植菌作業は地面に接觸させず、シートなどの上で行う ・便用器材はシートなどの上に置き、直接地面と接觸させない ・指標値以下のまだ木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接觸しないように、まだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う	○ ー ー ー ー	ブロック、シート等資材費、伐採後、購入後の保管場所はまだ場以外の場所 購入時に検査証明書を確認
⑤	購入まだ木の管理	購入時の確認、取扱	・空間線量率の測定	○	○
		環境整備	・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・スギ、ヒノキなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、「まだ木」を直接スギなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する ・「まだ木」はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・直接ごとにシートで覆う	▲1 P	砂利、木材チップ等資材費、シート敷き等との選択 シート、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重 張 ○
⑥-1	仮伏せ	野外 放射性物質の低減	・「まだ木」への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用 ・山水を除いて使用する場合は、放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	▲1 P P	ブロック等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要 砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌まで の除染が実施されていない場合に選択的 山水は濾過することとし、追加的に発生した濾過費用 山水を使用している場合、追加的に発生した除去費用

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項（野外で栽培）に係る賠償の取り扱い

【表記の凡例】

○：賠償対象工程

▲：賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

P：効果の検証作業後に再度整理する工程

—：通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工 程	区分	取 組 事 項	賠償区分	(備 考)	
⑥-1	仮伏せ	野外	放射性物質の低減	・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する。	P	
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う	—		
		環境整備	・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く。 ・スキ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する ・既存人工(まだ)場は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う	▲3 P	シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容	
⑦-1	本伏せ	野外	放射性物質質量の低減	・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらぬように、「まだ木を並列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う ・「まだ木」はプロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・「まだ木」への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用 ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用する	— ▲3 P	遮光部位の計測により、必要に応じて実施。林床の除染とは別途措置必要 プロック等資材費・表面土壌までの除染が実施されている場合は不要 砂利、木材チップ、シート等資材費・表面土壌まで の除染が実施されしていない場合に選択的に実施
⑧	「まだ木」の洗浄		「まだ木」の放射性物質質量の低減	・浸水、洗浄機、高压洗浄機、ブラン等により「まだ木」を洗浄する ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する	P	山水は濾過することとし、追加的に発生したの除去費用 山水を使用している場合、追加的に発生したの除去費用
⑨	発生前「まだ木」の管理		「まだ木」の放射性物質検査	・指標値以下の「まだ木」を使用する	—	50Bq/kgを超えたもので、50Bq/kg以下になつた場合を対象、洗浄機リース、フランシ等の購入に係る沈殿物・浮遊物の回収に係る経費 検査費用を対象、洗浄後も指標値を超えるものについては廃棄にかかる経費
⑩-1	発生、休養	野外	環境整備	・空間線量率の測定 ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・スキ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しつつ枝葉を除去する ・既存人工(まだ)場は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う	▲5 P	シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容
					P	遮光ネット購入費

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項（野外で栽培）に係る賠償の取り扱い

【表記の凡例】

○：賠償対象工程

▲：賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

P：効果の検証作業後に再度整理する工程

ー：通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工 程	区分	取 組 事 項	賠償区分	(備 考)
⑩-1 発生・養生	野外	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、まだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う ・まだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・まだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く ・浸水、散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・浸水槽、貯水槽には洗浄後使用し、ふたをする。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空門線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用する ・收穫物は、收穫後すみやかに室内に保管する 	<p>○ 枝葉部立の計測により、必要に応じて実施、林床の除染とは別途措置必要</p> <p>▲ 5 ブロック等資材費・表面土壌までの除染が実施されている場合は不要</p> <p>▲ 5 砂利、木材チップ、シート等資材費・表面土壌までの除染が実施されいない場合に選択的に実施</p> <p>ー 山水は滲過することとし、追加的に発生した滲過費用</p> <p>P 山水を使用している場合、追加的に発生した沈殿物の除去費用</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>ー 檜査費用を対象、基準値を超えたものは廃棄にかかる経費</p>	
⑪ 収穫	きのこの管理	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の基準値以下であることを確認する 	<p>○</p>	
⑫ 乾燥	環境整備	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設（ハウス）は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設（ハウス）の出入り口を二重にする ・施設（ハウス）内専用の履き物を用意する ・乾燥機は室内で行い、天日乾燥しない。 ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する ・既存施設（ハウス）は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設（ハウス）の出入り口を二重にする ・施設（ハウス）内専用の履き物を用意する ・選別・包装は室内で行う ・包装資材は室内で保管する ・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する ・まだ木のロット管理を徹底する 	<p>P</p> <p>P</p> <p>ー</p> <p>ー</p> <p>ー</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>ー</p> <p>ー</p> <p>ー</p> <p>ー</p> <p>ー</p>	
⑬ 選別・包装・保管	環境整備	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・体内外への放射性物質の取込防止 ・使用機械等の放射性物質の低減 ・放射性物質汚染物の処分 	<p>ー</p>	
⑭ 共通			<ul style="list-style-type: none"> ・帽子、マスク、手袋、長靴を着用する ・手足、顔など裸出部分を白けんなどで洗浄する ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する ・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する ・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<p>ー</p> <p>ー</p> <p>ー</p> <p>○ 追加的に発生した処分にかかる経費</p> <p>○ 保管にかかる経費</p>	

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項（野外で栽培）に係る賠償の取り扱い

【表記の凡例】

○：賠償対象工程

▲：賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

△：効果の検証作業後に再度整理する工程

—：通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工 程	区分	取 組 事 項	賠償区分	備 考
⑮ 共通	トレーサビリティ対応	生じたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間記録、保存する。 生じたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する。		—	

※ ロットの考え方には、まだ木の伐採年、伐採箇所、植菌場所等を単位とする。

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項（施設内で栽培）に係る賠償の取り扱い

【孝記】

腔隙性脑梗死

▲賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

日本・効率の検証作業後工程

清華大學圖書館

番号	工程	区分	取組事項	(備考)
①	自伐、立木購入の原木の管理	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値以下の原木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う 	○ 原木を自ら採取・製造し使用するきのこ生産者が実施した検査費用を対象、伐採後の保管場所はほだ木以外の場所
②	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値以下の原木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う 	○ 購入時に検査証明書を確認
③	原木の洗浄	原木の放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う ・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を除染する ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く 	○ ブロック、シート等資材費を対象、購入後の保管場所はほだ木以外の場所 ○ 50Bq/kgを超えたもので、50Bq/kg以下になつた場合を対象、洗浄機リース、ブラシ等の購入に係る経費
④-2 植菌	施設内	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・種菌は室内に保管する ・原木・ほだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけない ・指標値以下のほだ木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く 	▲1 砂利、木材チップ等資材費、シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重
		環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・種菌は室内に保管する ・原木・ほだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけない ・指標値以下のほだ木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く 	P ブロック、シート等資材費、表面土壌までの除染が施設されている場合は不要
⑤	購入ほだ木の管理	購入時の確認、取扱		○ 購入時に検査証明書を確認
⑥-2 仮伏せ	施設内	空間線量率の測定		○ ブロック、シート等資材費、購入後の保管場所はほだ木以外の場所
		環境整備		P 砂利、木材チップ等資材費、シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重

放射性物質低減のための原木きの栽培管理取組事項（施設内で栽培）に係る賠償の取り扱い

【表記の凡例】

○：賠償の対象とするが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

▲：効果の検証作業後に再度整理する工程

P：通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工程	区分	取組事項	賠償区分	(備考)
⑥-2 仮伏せ	施設内 放射性物質量の低減		<ul style="list-style-type: none"> ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設にはフィルターをつける ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふたををする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設にはフィルターをつける ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・原木クリッカ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する ・浸水、洗浄機、高压洗浄機、ブランシ等によりほだ木を洗浄する ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する 	P	● ブラシ等の資材、排水の回収にかかる経費
⑦-2 本伏せ	施設内 放射性物質量の低減			▲2	● ブロック、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
⑧ ほだ木の洗浄		ほだ木の放射性生物質量の低減		P	● 山水を使用している場合、追加的に発生した沈殿物の除去費用
				P	● 砂利、木材チップ等資材費、シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重量
				P	● ブラシ等の資材、排水の回収にかかる経費
				P	● ブラシ等の資材、排水の回収にかかる経費
				P	● ブラシ等の資材、排水の回収にかかる経費
				P	● ブラシ等の資材、排水の回収にかかる経費
				P	● ブラシ等の資材、排水の回収にかかる経費
				P	● 山水を使用している場合、追加的に発生した沈殿物の除去費用
				P	● 50Bq/kgを超えたもので、50Bq/kg以下になつた場合を対象、洗浄機リース、ブランシ等の購入に係る沈殿物・浮遊物の回収に係る経費
				P	● 沈殿物・浮遊物の回収に係る経費

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項（施設内で栽培）に係る賠償の取り扱い

【表記の凡例】

○：賠償對象工程

▲：賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

P:効果の検証作業の整理する工程

一、通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工程	区分	取組事項	賠償区分	(備考)
⑨	発生前ほだ木の管理	ほだ木の放射性物質検査 空間線量率の測定 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値以下のほだ木を使用する ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・表面土壤を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける ・ほだ木はブロッサクや枕木などの上に置き、直接地面につけない、 ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・浸水・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する。 ・ハウス外の浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。 ・浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物とする。 ・発生工程では、原木クリッカ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する ・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管する 	<p>○</p> <p>－</p> <p>▲4</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>－</p> <p>P</p> <p>－</p> <p>▲4</p> <p>－</p> <p>－</p> <p>P</p> <p>－</p> <p>○</p>	<p>検査費用を対象、洗浄後もかかる経費</p> <p>沙利、木材チップ等資材費、シート敷き等との連絡</p> <p>坂、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重</p>
⑩-2	発生、休養	施設内	放射性物質量の低減		
⑪	収穫		放射性物質量の低減		
⑫	きのこの管理	きのこの放射性物質検査	・食品の基準値以下であることを確認する	○	かかる経費
⑬	乾燥	環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・選別・包装は屋内で行う ・包装資材は屋内で保管する 	<p>P</p> <p>P</p> <p>－</p> <p>－</p> <p>P</p> <p>－</p> <p>－</p> <p>－</p>	
⑭	選別・包装・保管		放射性物質量の低減		

放射性物質低減のための原木きの栽培にて栽培管理取組事項（施設内で栽培）に係る賠償の取り扱い

【表記の凡例】

○：賠償対象工程

▲：賠償の対象となるが、他の作業との重複等につき、選択的に実施する工程

△：効果の検証作業後に再度整理する工程

—：通常の作業工程の範囲内とする工程

番号	工程	区分	取組事項	賠償区分 (備考)
④	運別・包装・保管	放射性物質の低減	・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する ・まだ木のロット管理を徹底する	—
		ロット管理	・帽子、マスク、手袋、長靴を着用する	—
		体内への放射性物質の取込 防止	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する	—
		使用機械等の放射性物質 の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	—
⑤	共通	放射性物質汚染物の処分	・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する ・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	○ 追加的に発生した処分にかかる経費 ○ 保管にかかる経費
		トレーサビリティ対応	・生じたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間記録、保存する。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する	—

* ロットの考え方とは、まだ木の伐採年、伐採箇所、植菌場所等を単位とする。